ID: 26

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 学校教育室 打出教育文化センター

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立打出教育文化センター条例　第6条第1項
例規番号	平成2年条例第21号

【根拠条文】

（使用料）

第6条　使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2　市長は、前項に定める使用料について、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

3　既に納めた使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日

ID: 29
担当部署: 教育委員会事務局 教育部 学校教育室 打出教育文化センター

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市立打出教育文化センター条例　第8条
例規番号	平成2年条例第21号

【根拠条文】

（使用許可の取消し等）

第8条　教育委員会（第3条第7号に規定する事業に係る使用については、市長）は、前条各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、その他違反を是正するための必要な措置をとることを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日

ID: 460

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 学校教育室 打出教育文化センター

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	芦屋市立打出教育文化センター条例　第9条
例規番号	平成2年条例第21号

【根拠条文】

（センターの入館の制限）

第9条　教育委員会は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)　他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2)　その他センターの管理上支障があるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和6年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日